

政楽館練習場レンタル規約について

1. 政楽館練習場レンタル契約は、全額または一部入金により、政楽館練習場レンタル契約が成立いたします。（入金は事前振込みも可能です。）
 2. 契約者を明らかにするため、身分証明証（免許証・保険証等）の提示をお願いします。（コピーさせていただきます。）
 3. レンタル代金は別途に定めます。
 4. レンタル時間は、1時間単位でのご契約となります。
 - ・レンタル契約時間の15分前から入館可能です。
 - ・退館については契約時間の15分後までに完全退館いただきます。
 - ・契約時間を過ぎた場合や入館人数に偽りが発覚した場合には、レンタル料の2倍の割合をもって時間単位による延滞料をいただきます。
 5. 太鼓や設備等に破損が生じた場合、次のとおりの基準をもって修理費をご負担ねがいます。

①使用者の責任による場合	借主負担
②破損に対する責任が不明の場合	双方50%ずつ負担
③太鼓自体に問題があった場合	貸主負担
 6. 修理不可能な場合（盜難・紛失・火災等）は、全損とし、商品代金相当額を上記5の基準に基づきご負担ねがいます。
 7. 悪天候や交通機関不通のための延期については、速やかに連絡ください。
他にレンタル等のため延期が不可能な場合があります。
 8. キャンセルの場合、次のとおりの基準をもってご負担願います。

①1週間前まで	無料
②3日前まで	レンタル料の50%
③前日・当日	レンタル料全額
 9. お客様の個人情報取扱い・練習場ご利用規約・利用時の注意・利用お申し込み方法については、別紙書類をご一読ください。
- 以上の内容とご利用規約にご承諾いただき、ご利用いただけますようお願いいたします。

-----×キリトリ線-----

政楽館練習場レンタル承諾書

有限会社 政楽館 殿

年 月 日

署名_____